

常陸大宮市立緒川小学校いじめ防止基本方針

常陸大宮市立緒川小学校
令和 7 年 4 月 改定
学校長

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（「いじめ防止対策推進法」《平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。》第 2 条 1 項）をいう。いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

(2) 基本的な考え方

① 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、「いじめは絶対に許さない」との意識の下、児童が安心して生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるよう学校、家庭、地域等が一体となっていじめ問題の克服を目指す。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解できるようにすることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

② 基本姿勢

ア いじめの未然防止

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という認識に立ち、学校の活動全体を通じて、児童の規範意識の高揚やお互いに尊重し合う心など豊かな心の育成に努め、いじめの未然防止に努める。

イ いじめの早期発見及び組織的対応

いじめの早期発見に努め、認知した場合は、迅速に組織的対応をする。

ウ 家庭・地域との連携

学校・家庭・地域が連携し、いじめ問題に関する意識を高め、地域全体でいじめ問題に取り組む環境を整える。

③ いじめの認知

いじめの定義によれば、いじめの形態、程度等の違いにかかわらず、いじめを受けていると疑われる児童生徒が、相手の言動や態度、行為に、不愉快な思いを抱いたり、苦痛を感じたりしている場合は、いじめということになる。児童の表情や様子をきめ細かに観察し、些細な兆候であってもいじめではないかと疑い、児童の立場に立って積極的に認知することが必要である。ま

た、いじめを認知した場合は、児童の生命や心身の保護を第一とし、市、学校、家庭、地域社会等関係者の連携の下、その対応に全力で取り組むことが重要である。

2 いじめの防止等のための本校の取組

(1) 「学校のいじめ防止基本方針」の策定

本校は、法第13条規定に基づき、「国の基本方針」又は「市の基本方針」を参酌して、いじめ防止等への取組についての基本的な考え方や取組内容を盛り込んだ基本方針を策定する。また、年度初めの職員会議において内容の共通理解を図る。また、4月のPTA総会資料に綴じ、保護者への周知を行う。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの早期発見やいじめ事案に対する対応、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めるなど、いじめの防止等を実行的に行う機能を担うための組織（以下「学校いじめ防止対策委員会」という。）を設置する。

〈構成員〉 学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、保健主事、養護教諭、対象児童の担任、スクールカウンセラーとする。

(3) いじめの防止と根絶のための取組

① 未然防止

ア 授業や学級活動

学校は、児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、自他の存在を認め、お互いに尊重し合う態度や主体的に参加・活動できる授業づくりや集団づくりを行い、いじめに向かわない態度や能力を育てる。

イ 特別活動

児童会・学校行事においては、合意形成や意思決定の活動を充実させ、すべての児童が活躍できる場面や役割を設定し、自己有用感を高める。

ウ 教育相談と個別面談

日頃から児童との信頼関係を深め、児童が教職員と相談しやすい雰囲気をつくる。

エ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）への対応

インターネット上のいじめは、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像や動画等の情報を消去することは極めて困難であり、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

そこで、本校は、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、自ら判断し適切に活用できるように発達段階に応じた情報リテラシー教育と情報モラル（人権集会・人権作文等）教育を行う。

② 早期発見

学校は、いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こりうるという共通認識の下、すべての教育活動を通して、児童を普段からしっかりと観察し、いじめの兆候を見逃さないようにする。特に、ささいなことであっても早い段階から個別に声をかけるなど、安心して相談できる雰囲気をつくる。

ア 生活アンケート等の実施

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査や個別面談等を実施するとともに、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。また、アンケートをもとに報告書を作成し、職員間で情報を共有する。

イ 保護者との連携

日頃から保護者と担任は、連絡帳や電話等で連携を密にし、学校での生活の様子や取組を必要に応じて連絡したり、保護者が児童生徒の変化に気づいた場合は学校に連絡・相談したりする情報共有と信頼関係の構築に努める。

ウ 相談窓口の周知等

保健室や相談室の活用、「市教育支援センター」や「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等の相談窓口を児童や保護者へ周知する。

エ いじめを認知した場合の対応

学校では、いじめを発見したり、いじめの相談や連絡があったりした場合、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」を開き、校長のリーダーシップの下、組織的に対応する。

・ 被害児童の保護

徹底して守り通すとともに被害児童の心のケアに努める。保護者へ状況を説明するとともに心のケアや見守りを依頼する。

・ 実態の把握と教育委員会への報告

速やかにいじめの事実を確認する。必要に応じてアンケートの実施やいじめを受けている児童やその保護者のみでなく、周囲の友達や大人から広く情報を収集し、いじめの実態把握を行う。学校だけで解決できない場合は、学校教育課指導室に報告・相談する。

・ 加害児童への対応

いじめをした児童には、毅然とした姿勢で指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。保護者にも連絡を取り、状況の説明をするとともに、被害児童やその保護者への対応に関して助言等を行い、関係機関と協力して対応する。

・ 重大事態の判断と教育委員会への報告と調査

いじめの状況が重大事態と判断した場合、重大事態と判断した根拠とともに速やかに教育委員会へ報告する。学校が主として調査する場合は、法第22条で設置されている組織を母体として専門家を加えて調査する。

重大事態対応フロー図 常陸大宮市教育委員会

